

外国人による土地取得等のルールの在り方検討会の開催について

〔令和 8 年 3 月 2 日〕
〔内閣官房長官決裁〕

- 1 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和 8 年 1 月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）に基づき、外国人による土地取得等のルールの在り方について検討を行うため、外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣の下、外国人による土地取得等のルールの在り方検討会（以下「検討会」という。）を開催する。
- 2 検討会は、別紙に掲げる者により構成する。
- 3 検討会に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 5 検討会の庶務は、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 3 月 4 日から実施する。
- 2 内閣官房について、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっていることに鑑み、この規程は、令和 10 年 6 月 30 日をもって、その効力を失う。ただし、附則第 4 項の必要な措置によって規程の効力を失わないこととしたときは、この限りではない。
- 3 今後、検討会の下で会議等を開催する場合には、当該会議の開催に係る規程は、同日をもって、その効力を失う。
- 4 内閣官房は、附則第 2 項の期限までに、検討会の運営状況等を勘案し、期限経過後の検討会の在り方について、改組及び期限の延長を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることなどにより、引き続き、既存の事務の不断の見直しを行うものとする。

(別紙)

外国人による土地取得等のルールの在り方検討会
構成員

北村 滋	北村エコノミックセキュリティ合同会社代表
北村 朋史	東京大学大学院総合文化研究科教授
黒江 哲郎	三井住友海上火災保険株式会社顧問
齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部教授
境田 正樹	TMI 総合法律事務所パートナー弁護士
佐橋 亮	東京大学東洋文化研究所教授
松尾 弘	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
森田 朗	東京大学名誉教授
吉原 祥子	公益財団法人東京財団政策研究部マネージャー
渡井 理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(五十音順)